

京都市告示第 302号

告示の一部を次のように改めます。

令和2年9月4日

京都市長 門川大作

- 1 平成30年7月13日京都市告示第215号（道路法に基づく道路区域の変更及び供用開始等）

表中

「

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
大枝32号線	西京区大枝沓掛町12番地の9地先 から 同町12番地の79地先まで	旧	メートル 58.00	メートル 6.39 ～ 9.70
		新	46.00	9.40 ～ 41.00

」

を

「

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
大枝32号線	西京区大枝沓掛町12番地の9地先 から 同町12番地の79地先まで	旧	メートル 66.00	メートル 7.70 ～ 20.50
		新	45.00	9.40 ～ 41.00

」

に改めます。

2 平成30年3月1日京都市告示第607号（道路法に基づく道路区域の変更及び供用開始等）

表中

「

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
木屋町通	中京区備前島町310番地の2地先内	旧	メートル 8.30	メートル 2.64 ~ 10.40
		新	2.60	10.40

」

を

「

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
木屋町通	中京区備前島町310番地の2地先内	旧	メートル 8.70	メートル 2.35 ~ 9.48
		新	2.60	10.40

」

に改めます。

（建設局土木管理部道路明示課）